

各都道府県知事 殿

内閣府子ども・子育て本部統括官

個人番号の利用開始に当たっての児童手当に関する事務に係る留意点等について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）が平成28年1月1日から施行することとされ、児童手当法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成27年内閣府令第73号。以下「改正府令」という。）が本日公布されたところであるが、その趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、その施行に遺漏のないよう、特段の御配慮をお願いします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4に規定する技術的な助言に当たるものである。

## 記

### 第1 改正の趣旨

社会保障・税番号制度の導入にあたり、児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務において、個人番号の取得・確認を行うため、様式に個人番号を追加する等所要の改正を行う。

なお、個人番号の取扱いについては、特定個人情報保護委員会が定めている「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」に従い、適正に行われたい。

### 第2 改正の内容

#### 1 児童手当・特例給付認定請求書（様式第2号（第1条の4関係））

地方税関係情報、年金給付関係情報及び住民票関係情報の連携のために一般受給資格者（法第7条第1項に規定する一般受給資格者をいう。）の、地方税関係情報及び住民票関係情報の連携のためにその配偶者等（2人以上で児童を養育している場合の配偶者、未成年後見人、父母等（請求者が父母指定者の場合に限る。）をいう。以下同じ。）の個人番号を記載することとしたこと。

#### 2 児童手当認定請求書（施設等受給資格者用）（様式第3号（第1条の4関係））

年金給付関係情報の連携のため、施設等受給資格者（個人であり被用者であるときに限る。）の個人番号を記載することとしたこと。

#### 3 その他

- （1）別居監護申立書（第1条の4第2項第3号の規定に基づき添付する書類）【新設（事務処理ガイドライン様式第6号の2）】

一般受給資格者（公務員の場合を除く。）が支給要件児童と同居しないでこれを監護し、かつ、これと生計を同じくする者である場合に提出しなければならない別居監護申立書に、当該児童の個人番号について記載することとしたこと。

また、新たに出生した児童の個人番号については、認定請求書提出時までに判明していない場合があることから、その際は一般受給資格者（公務員の場合を除く。）から提出された別居監護申立書の児童の個人番号欄に記載がなくとも有効な認定請求書として受理し、市町村において当該児童の個人番号を取得し、記載すること。

なお、一般受給資格者が公務員の場合又は当該児童の個人番号を記載した別居監護申立書を既に提出しておりその状態が継続している者の場合、児童手当・特例給付認定請求書又は既に提出された別居監護申立書に児童の個人番号を記載していることから、当該別居監護申立書には児童の個人番号の記載は不要であること。

#### (2) 個人番号変更等申出書【新設（事務処理ガイドライン様式第25号）】

個人番号が変更になった場合、離婚等により配偶者等の個人番号を消滅させる場合、再婚等により配偶者等の個人番号を新たに登録する場合は、個人番号変更等申出書を提出しなければならないこと。

#### (3) 児童手当・特例給付認定請求書、額改定認定請求書・額改定届（公務員用）【新設】

一般受給資格者が公務員の場合、公務員である一般受給資格者及び児童の属する世帯の全員の住民票の写しが必要とされていることから、公務員である一般受給資格者とその配偶者等の個人番号のほか、児童の個人番号を記載した児童手当・特例給付認定請求書、額改定認定請求書・額改定届を提出しなければならないこと。

また、新たに出生した児童の個人番号については、認定請求書提出時までに判明していない場合があることから、その際は公務員である一般受給資格者から提出された認定請求書の児童の個人番号欄に記載がなくとも有効な認定請求書として受理し、後日提出いただく等により当該児童の個人番号を取得し、記載すること。

なお、公務員用の様式例は別添のとおりである。

### 第3 施行期日

施行期日は平成28年1月1日であること。

### 第4 経過措置

- 1 改正府令の施行の際、改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなすこと。
- 2 改正府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができること。

### 第5 改正の趣旨等の周知徹底等について

今回の改正は、受給者から新たな認定請求を伴うものではないが、新たに個人番号の記載を求める場合もあることから、住民への十分な周知についてご配慮いただくとともに、併せて管内市町村への周知及び助言等についても特段のご配慮をお願いします。

なお、申請に係る添付書類の省略については、地方公共団体等の間で情報提供ネットワークを活用した情報連携が開始される平成29年7月以降可能となるよう、今後検討することとしている。

児童手当・特例給付 認定請求書（公務員用）

殿										提出年月日		※受付確認年月日	
										平成 . .		平成 . .	
請 求 者	①（ふりがな） 氏名			②性別 男・女		③生年月日 明治・大正 . . 昭和・平成 . .		④配偶者の有無 有・無		⑥個人番号			
	⑤住所			⑦支払希望金融機関		⑧職業 ア. 被用者 イ. 公務員（勤務先： ） ウ. 被用者等でない者		⑩住所		⑪個人番号			
	⑧（ふりがな） 氏名			⑨職業		⑩住所		⑪個人番号		⑫児童			
氏名及び個人番号		続柄	生年月日	同居・別居の別	海外留学をしている場合の出国年月	住所	監護の有無	生計関係	※児童との関係で、該当する場合に○印	※3歳未満の児童○印	※3歳以上小学校修了前の児童○印	※小学校修了後中学校修了前の児童○印	
			平成 . .	同・別	平成 年 月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母				
			平成 . .	同・別	平成 年 月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母				
			平成 . .	同・別	平成 年 月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母				
			平成 . .	同・別	平成 年 月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母				
			平成 . .	同・別	平成 年 月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母				
⑬ 加入している年金等の年金手帳、組合員証又は加入者証の種類		ア. 厚生年金保険 イ. 私立学校教職員共済 ウ. 国家公務員共済		エ. 地方公務員等共済 オ. 国民年金 カ. その他（ ）		⑭ 譲渡所得の有無	有・無	認定・却下年月日	認定・却下 平成 . .	支給開始年月	平成 .	区分	手当月額
						⑮ 扶養親族等及び児童の数	人	控除後の所得額	所得制限限度額	円	円	円	円
						⑯ 所得の状況	平成 年分所得額	円	円	円	円	円	円
※審査	平成の年分	雑損控除額	医療費控除額	小規模企業共済等掛金控除額	障害者控除額	障害者・特障人	寡学	寡夫・寡婦・勤労	児童手当法施行令第3条第1項による控除	80,000円			

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。 ※印の欄は、記入しないでください。字は、楷書（かいしょ）ではっきり書いてください。記入押印に代えて、署名することができます。

(裏面)

注意

- 1 ⑤の欄は、住民票上の住所を記入してください。
- 2 ⑧、⑨、⑩及び⑪の欄は、2人以上で児童を養育（監護し、かつ、生計を同じくするかまたは生計を維持することをいいます。以下同様です。）している場合に記入してください。「配偶者等」とは、児童を養育をする配偶者、未成年後見人等をいいます。なお、配偶者には、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、請求者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。
- 3 ⑫の欄は、請求者が養育をする18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 4 児童が海外に留学している場合は、⑫の「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
- 5 ⑫の「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
  - ア 「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
  - イ 「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 6 ⑬の欄は、請求者の請求の日における公的年金制度の加入の状況について、次により記入してください。
  - ア 加入している公的年金制度について、「ア」から「カ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「カ」を○で囲んだ場合は、（ ）内にその年金の名称を記入してください。
  - イ 「ア」を○で囲んだ場合で、第四種被保険者又は高齢任意加入被保険者（これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限り、）であるときは、当該欄の余白に「四種」又は「高任」と記入してください。
- 7 ⑭の欄は、市町村民税又は特別区民税における控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を、また〔 〕内には、このうち老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数を記入してください。

なお、請求者の親族ではないが、前年の12月31日に請求者が生計を維持した児童があった場合は、その数を加えた数を記入してください。  
いずれもない場合は、「なし」と記入してください。
- 8 ⑮の欄は、請求者の前年（1月から5月までの月分については、前々年をいいます。以下同様です。）の所得についての市町村民税又は特別区民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額、短期譲渡所得金額及び先物取引に係る雑所得等の金額の合計額から8万円を控除した額を記入して下さい。

なお、市町村民税又は特別区民税で雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、障害者控除、寡婦（寡夫）控除又は勤労学生控除を受けた場合は、それぞれの額を更に控除した額を記入して下さい。
- 9 この請求書には、次の書類を添えて提出してください。
  - ア 請求者及びその児童の属する世帯の全員の住民票の写し
  - イ 児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
  - ウ 児童が請求者自身の子であり、請求者がその児童と別居している場合は、請求者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
  - エ 請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
  - オ 請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
  - カ 児童が請求者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び請求者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類（請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。）
  - キ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
  - ク 請求者の前年の所得の額と、その所得に係る市町村民税又は特別区民税における控除対象配偶者及び扶養親族の有無と数についての市町村長の証明書
  - ケ 「7」の後段に該当する児童があった場合は、その事実を明らかにすることができる書類

備考

1. 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

児童手当・特例給付 額改定認定請求書 額改定届 (公務員用)

		提出年月日		※受付確認年月日				
		平成 . .		平成 . .				
受給者	(ふりがな) 氏名	〒 電話 ( )			性別	男 . 女		
	住所				生年月日	明治 大正 昭和 平成	. .	
増額又は減額の別			増額 . 減額					
増額又は減額の原因となる児童								
氏名及び個人番号	続柄	生年月日	同居・別居の別	海外留学をしている場合の出国年月	住所	監護の有無	生計関係	※児童との関係で、該当する場合に○印
		平成 . .	同・別	平成 年 月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母
		平成 . .	同・別	平成 年 月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母
		平成 . .	同・別	平成 年 月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母
		平成 . .	同・別	平成 年 月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母
		平成 . .	同・別	平成 年 月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母
		平成 . .	同・別	平成 年 月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母
増額した理由			ア. 出生 イ. その他 ( )					
減額した理由			ア. 死亡した イ. 監護しなくなった ウ. 生計を同じくしなくなった エ. 生計を維持しなくなった オ. 日本国内に住所を有しなくなった (留学を理由とするものを除く) カ. 未成年後見人でなくなった キ. 父母指定者でなくなった (児童の生計を維持する父母等の帰国) ク. 里親等への委託又は児童福祉施設等への入所若しくは入院 ケ. 児童と同居しなくなった (単身赴任の場合を除く) コ. その他 ( )					
事由の発生した年月日				平成 . .				
備考		※認定・改定・却下	※認定・改定・却下年月日		※認定・改定年月		※手当月額	
			平成 . .		平成 .		3歳未満分 円 3歳以上小学校修了前分 円 中学生分 円 計 円	

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。  
 ◎ ※印の欄は、記入しないでください。  
 ◎ 字は、楷書（かいしょ）ではっきり書いてください。  
 ◎ 記名押印に代えて、署名することができます。

(裏面)

注意

- 1 この用紙は、受給者が養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。）をする児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）に異動があり、その結果、児童手当等（児童手当及び特例給付をいいます。以下同様です。）の額が増額又は減額する場合に、その増額又は減額の原因となる児童について記入の上、提出してください。  
なお、児童手当等の額が減額する場合は、「監護の有無」及び「生計関係」の欄は記入する必要がありません。
- 2 児童が海外に留学している場合は、「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
- 3 「住所」の欄は、住民票上の住所を記入してください。
- 4 「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
  - ① 「同一」は、児童が受給者自身の子である場合や受給者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、受給者がその児童と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
  - ② 「維持」は、児童が受給者自身の子でない場合で、受給者がその児童の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 5 「増額した理由」の欄は、「ア」又は「イ」のいずれか該当するものを○で囲み、「イ」を○で囲んだ場合は、その理由を具体的に記入してください。
- 6 「減額した理由」の欄は、「ア」から「コ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「コ」を○で囲んだ場合は、その理由を具体的に記入してください。（※「ク、里親等への委託又は児童福祉施設等への入所若しくは入院」については、委託又は入所若しくは入院が2月以内の期間を定めて行われたものである等一定の要件に該当する場合は該当せず、額改定届を提出する必要はありません。）
- 7 「事由の発生した年月日」の欄は、「5」又は「6」の事由の発生した年月日を記入してください。
- 8 この請求書には、児童手当等の額が増額する場合は、増額の原因となる児童について、次の書類を添えて提出してください。
  - ① 受給者及びその児童の属する世帯の全員の住民票の写し
  - ② 児童が海外に留学をしている場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
  - ③ 児童が受給者自身の子であり、受給者がその児童と別居している場合は、受給者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
  - ④ 受給者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
  - ⑤ 受給者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
  - ⑥ 児童が受給者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び受給者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類（受給者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。）
  - ⑦ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類

備考

1. 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。